

## ひばりっこくらぶ保育園 重要事項説明書

特定教育・保育の提供の開始に際して、あらかじめ、当園が説明しておくべき事項は、次のとおりです。

### 1 運営主体

名 称	社会福祉法人宿河原会
所 在 地	川崎市多摩区宿河原6丁目46番6号
電 話 番 号	044-811-1255
代 表 者 職 氏 名	理事長 久保田 和男

### 2 施設概要

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	ひばりっこくらぶ保育園
施 設 の 所 在 地	川崎市多摩区宿河原6丁目35番16号
電 話 番 号	044-844-7448
施 設 長	園長 久保田 和男
受 入 年 齢	生後5か月～小学校就学前
利 用 定 員	乳児 9人 1・2歳児 32人 3歳以上児 49人
開 設 年 月 日	平成19年4月1日

### 3 施設の目的及び運営の方針

ひばりっこくらぶ保育園（以下「当園」という。）は、児童福祉法第39条の規定に基づき、以下の運営の方針に従って、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供にあたり、利用する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場であるよう努めます。
- (2) 当園は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育園における環境を通して、養護及び教育を一体的に提供します。
- (3) 当園は、利用する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、利用する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行います。

### 4 設備の概要

#### (1) 園舎等の概要

敷 地 面 積	832.83㎡
園舎の構造・規模	鉄筋コンクリート造2階建て
園 舎 面 積	642.36㎡
園 庭 面 積	219.38㎡

(2) 主な設備

設備	部屋数	面積	備考
乳 児 室	1 室	3 4 . 6 m <sup>2</sup>	ほふく室含む
ほ ぶ く 室	室	m <sup>2</sup>	
保 育 室	3 室	2 3 0 . 9 m <sup>2</sup>	
遊 戯 室 (ホ ー ル)	1 室	5 4 . 5 m <sup>2</sup>	
医 務 室	1 室	3 . 1 m <sup>2</sup>	
調 理 室	1 室	3 6 . 0 m <sup>2</sup>	
事 務 室	1 室	2 2 . 5 m <sup>2</sup>	

5 職員の職種、員数及び職務の内容

職種	員数	職務内容
園長	1 人	園務の統括
副園長	1 人	地域の子育て支援、人材育成
主任保育士	1 人	保育の統括、保護者の育児相談
副主任保育士	2 人	乳児保育統括、幼児保育統括、イベントリーダー
保育士	1 8 人	保育業務、環境整備
看護師	人	保育業務、健康管理業務
栄養士	3 人	栄養管理、献立作成、給食調理
調理員	人	
事務員	2 人	事務

※上記職員の員数等は、利用する子どもの歳児と人数によって、実際の配置と異なる場合があります。

6 保育の提供を行う日及び行わない日

- (1) 当園が保育の提供を行う日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、国民の祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）、年間数回、職員の研修等で保育園を休園することがあります。年度によって異なりますので、その場合は年度始めに年間行事予定で事前にお知らせします。

- (2) 土曜保育利用者は、ひばり保育園、ひばりっこくらぶ保育園、こひばり保育園の合同保育で、場所はひばりっこくらぶ保育園で行います。

※感染症等出た場合は、その都度お知らせし、合同保育を行わない場合もあります。

※令和2年4月より新型コロナウイルス感染防止対策のため、合同保育は行わず、各保育園で行っています。

※行事等、対象学年でなくても安全に行事が進行するよう努める都合上、土曜日保育がないことがあります。

別途お渡しする土曜日年間計画と合わせてご覧下さい。

- (3) 大型台風、災害、計画運休（電車が動かない）等、お休みのご協力をいただくことがあります。

※ 法改正に伴い、子どもたちの安全を守るため利用の仕方が変わることがあります。ご理解ください。

## 7 保育の提供を行う時間

当園が保育の提供を行う時間は、次のとおりとします。

### (1) 保育標準時間認定を受けた子どもの場合

7時から18時の範囲内で、保育を必要とする時間とします。

実際に保育の提供を行う時間帯は、各世帯の保護者の就労時間その他の保育を必要とする時間を勘案し、当園と協議のうえ個別に決定します。ただし、入園当初、一定期間、児童が集団保育に慣れるために、保育の提供を保護者と共に行い時間を短くする「ならし保育」がありますので、御協力をお願いします。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、20時までの範囲内で、時間外保育を提供します（時間外保育の利用にあたっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途時間外保育料及び補食代が必要となります）。

※交通機関の遅延又は仕事で契約時間を超過した時の、延長又は特別緊急延長保育の詳細は生活のしおりを御覧ください。

※大型台風、災害、計画運休等（電車が動かない時）お休みのご協力を頂く場合があります。

### (2) 保育短時間認定を受けた児童の場合

8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間とします。

実際に保育の提供を行う時間帯は、各世帯の保護者の就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園と協議のうえ個別に決定します。ただし、入園当初、一定期間、児童が集団保育に慣れるために、保育の提供を保護者と共に行い時間を短くする「ならし保育」がありますので、御協力をお願いします。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から20時までの範囲内で、時間外保育を提供します（時間外保育の利用にあたっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途時間外保育料が必要となります）。

※行事前日準備等、保育時間の協力を頂く場合があります。

※大型台風、災害、計画運休等（電車が動かない時）お休みのご協力を頂く場合があります。

## 8 提供する保育等の内容

当園が提供する保育等の内容は、次のとおりとします。

### (1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記6及び7に記載する日及び時間において、保育の提供を行います。

### (2) 3歳以上児への主食の提供

3歳以上児に対しても、別途主食代を受領し、主食の提供を行います。

### (3) レンタル服の実施

「生活のしおり」記載の通り、園で過ごす衣類等は、入園から卒園まで全てレンタル服になります。別途レンタル利用料が必要になります。

## 9 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及び金額

- (1) 特定教育・保育に係る利用者負担額（保育料）教育・保育給付認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。  
ただし、2号認定子どもは除く。
- (2) その他保育等の提供に要する実費徴収額等  
(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を御負担いただきます。  
お支払方法は、別途お知らせします。

## 10 利用の開始及び終了に関する事項

- (1) 当園の利用は、市町村から特定教育・保育の実施について委託を受けたときに、開始するものとします。
- (2) 当園の利用は、利用する子どもが小学校に就学するとき、利用する子どもの保護者が児童福祉法その他の関係法令に定める保育を必要とする要件に該当しなくなったとき、又は、その他利用の継続について重大な支障もしくは困難が生じたときに、終了するものとします。

## 11 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

### (1) 内科

医療機関の名称	豊田クリニック
医師名	豊田 博史
所在地	川崎市多摩区登戸3200
電話番号	044-933-7755

### (2) 歯科

医療機関の名称	またい歯科医院
歯科医師名	又井 由紀子
所在地	川崎市多摩区宿河原6丁目38番3号 プリムタザワ1F
電話番号	044-822-8286

## 12 緊急時等における対応方法

当園は、特定教育・保育の提供を行っているときに、利用する子どもに体調の急変が生じた場合や事故が発生した場合には、速やかに当該子どもの保護者及び市に連絡をするとともに、当該子どものかかりつけの医療機関のほか以下の医療機関に受診させる等の必要な措置を講じるものとします。

受診医療機関①	医療機関名：高橋クリニック 診療科：内科、外科、小児科 所在地：川崎市多摩区堰3丁目5番14号 電話番号：044-822-8319
受診医療機関②	医療機関名：金子整形外科 診療科：整形外科 所在地：川崎市高津区久地4丁目24番30号 電話番号：044-850-0105

### 13 非常災害対策

非常時の対応	別途定める消防計画や災害対応マニュアル等により対応いたします。																								
避難・備蓄用品	<table border="0"> <tr> <td>・避難用リュック</td> <td>有</td> <td>・備蓄米・食糧</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>・ミネラルウォーター</td> <td>有</td> <td>・懐中電灯</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>・非常用電源</td> <td>有</td> <td>・毛布</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>・防災ヘルメット</td> <td>有</td> <td>・マスク、軍手等</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>・防災靴</td> <td>有</td> <td>・防災シート</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>・医療品等</td> <td>有</td> <td>・簡易トイレ</td> <td>有</td> </tr> </table>	・避難用リュック	有	・備蓄米・食糧	有	・ミネラルウォーター	有	・懐中電灯	有	・非常用電源	有	・毛布	有	・防災ヘルメット	有	・マスク、軍手等	有	・防災靴	有	・防災シート	有	・医療品等	有	・簡易トイレ	有
・避難用リュック	有	・備蓄米・食糧	有																						
・ミネラルウォーター	有	・懐中電灯	有																						
・非常用電源	有	・毛布	有																						
・防災ヘルメット	有	・マスク、軍手等	有																						
・防災靴	有	・防災シート	有																						
・医療品等	有	・簡易トイレ	有																						
緊急時の伝言方法	コドモン一斉送信、緊急時災害用伝言ダイヤル等																								
避難場所	長尾小学校（川崎市多摩区长尾7丁目28番1号）																								

### 14 虐待等の防止のための措置

当園は、利用する子どもの人権の擁護と虐待の防止を図るため、責任者を設置する等の必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。

### 15 苦情・要望等に係る相談窓口

当園では、苦情・要望等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情受付担当者 副園長 松浦 由里</li> <li>・苦情解決責任者 園長 久保田 和男</li> </ul> 苦情・要望等の御相談は、直接又はお電話にて担当者までお申し出ください。また、御意見箱も御利用ください。	
第三者委員	奥村 寿之	電話番号 044-411-1122
		役職・肩書等 (社福) 多摩福祉会理事長

### 16 利用者に対する保険内容

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	日本スポーツ振興センターの児童災害共済
保険の内容	医療費総額5,000円以上の場合に適用

## 17 その他利用にあたっての留意事項

禁止事項・制限事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・駐車場は5台です。空き待ち駐車は、近隣の迷惑になるためできません。</li><li>・駐車場、駐輪場内でのトラブルは、当園は一切責任を負いません。</li><li>・当園では、川崎市健康管理委員会の承認がない限り、投薬は行いません。</li><li>・他の利用者に対する一切の宗教活動、政治活動及び営利活動はお止め下さい。</li></ul>
-----------	--

## 18 保育料の無償化について

- ① 令和元年10月1日より3歳児クラス～5歳児クラス（幼児）の保育料が無償化されました。
- ② 従来、保育料に含まれていた副食費（4,500円）は、令和元年10月分より実費負担になります。
- ③ 給食費（主食費・副食費）以外の延長保育料や日用品の実費徴収分は無償化の対象外です。
- ④ 無償化の対象期間は、小学校就学前の3年間です（5歳児クラスの満6歳児も対象です）。

## 19 従来通りについて

- ① 0歳～2歳児までの住民税非課税世帯の子どもの保育料は無償化です。
- ② 生活保護世帯の補足給付事業は継続されます。

## 20 給食費・レンタル料・延長保育料の徴収について

- ① 令和元年10月分より保育料に含まれていた幼児クラスの副食費（月額4,500円）を当園で徴収する事になります。副食費・レンタル利用料（月額6,000円）をまとめて合計10,500円（月額）を下記口座に毎月15日までにお支払いください。

※延長保育申請者の支払先も下記の口座になります。

延長保育の解除忘れは、その月の利用がなくても登録として、料金は頂きます。

**セレサ川崎農業協同組合久地駅前支店**

**普通預金 0002363**

**ひばりっこくらぶ保育園 代表 久保田和男**

- ② 年収360万円未満相当世帯の子ども、第3子以降の子どもは、副食費の徴収を免除されます。
- ③ 月一回でも利用があれば副食費4,500円とレンタル利用料6,000円を徴収させていただきます。

- ④ 副食費の滞納については、当園よりお支払いの依頼を致しますが、滞納が続く場合は、川崎市より連絡する事があります。

令和 年 月 日

保育園名：ひばりっこくらぶ保育園

園長 久保田 和男

私は、本書面に基づき、重要事項の説明を受け、あらかじめ、ひばりっこくらぶ保育園の特定教育・保育の提供の開始について、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所：

保護者氏名：

印

児童氏名：

児童から見た続柄：

## 個人情報使用同意書

特定教育・保育の提供に際して、利用児童及びその保護者等に係る個人情報について、以下の目的のために、必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- ・ 保育園専用マネジメントシステム（コドモン）による運営に必要な情報を運営サーバーとの間で共有する。
- ・ 小学校への円滑な移行・接続が図れるよう卒園にあたり、入学する予定の小学校との間で情報を共有する。
- ・ 他の保育所等へ転園する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行う。
- ・ 利用児童の体調の変化や怪我等で保護者に連絡をとる。
- ・ 緊急時において病院その他の関係機関に対し必要な情報提供を行う。
- ・ 当保育園での保育や行事の写真を撮影し園内掲示および、コドモンを用いた写真配信を通して、利用児童の日々の様子を保護者に伝える。
- ・ 特定の行事において業者による写真撮影を行い、保護者に販売する。
- ・ 機関誌及び保育雑誌による取材等に必要な写真撮影を行う。

ひばりっこくらぶ保育園 園長 久保田 和男 様

令和 年 月 日

保護者住所：

保護者氏名：

印

児童氏名：

児童から見た続柄：

※なお、この同意書に基づき使用する全ての個人情報は、その必要性が無くなったとき、速やかに（シュレッダーによる裁断後）破棄いたします。

## 別表

受領する費用の種類	支払を求める理由	金額
延長保育料	延長保育に要する費用の一部を御負担いただくもの	利用する延長保育時間 30分につき 月額 1,000円 ただし、被保護世帯及び市民税非課税世帯は免除
補食代	延長保育時に提供する補食代を実費で御負担いただくもの	月額 1,500円
副食費	幼児に提供する副食費を実費で御負担いただくもの	月額 4,500円 ただし、年収360万円未満相当世帯及び第3子（川崎市が定める保育料と同じ考え方）以降は免除
レンタル利用料	園で過ごす衣類等、オムツ、主食の費用を御負担いただくもの	月額 6,000円
園帽子代（乳児用）	乳児が登降園又は園で使用する帽子代を実費で御負担いただくもの	1個 1,060円
園帽子代（幼児用）	幼児が登降園又は園で使用する帽子代を実費で御負担いただくもの	1個 1,040円
ぞうり代	幼児が園庭で使用するぞうり代を実費で御負担いただくもの	1足 2,000円
自動車利用表	お車での送迎時、駐車場を利用する際に車に掲示していただくカード代として御負担いただくもの	1枚 100円 ×必要台数分 (1台に1枚ご利用いただきます)
その他	実費の必要なことが生じた際に、実費を徴収させていただきます。	レンタル帽子 100円 バス代、おたのしみほいく等

※令和6年度2月現在 取引業者の都合で値上げする事があります。

令和6年2月改訂